

令和8年1月30日  
奈良労働局

## 奈良労働局における文書の紛失について

奈良労働局（局長 石崎 たくや）は、葛城労働基準監督署（以下「葛城署」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、その概要をお知らせします。

### 1 概要

葛城署から発送されたと思われる労働者Aさんに係る労働災害関係文書（氏名、生年月日、性別、職種、傷病名及び傷病部位が記載されている。）について、奈良労働局への到着が確認できなかったもの。

### 2 事実経過

#### （1）11月21日

奈良労働局（以下「労働局」という。）労働基準部の郵便取扱担当者より、葛城署から上記書類が届かず、葛城署に確認したところ、11月11日頃、局宛て送付した旨回答があり、書類紛失の可能性が生じた。

同日葛城署に対し、11月11日前後に労働局宛て郵送した可能性のある物について、調査を指示した。

#### （2）11月25日

葛城署より報告のあった書類のうち、当該書類以外の所在が確認できた。

また、同日から11月28日までの間、紛失した可能性のある葛城署、労働局総務課及び健康安全課において引き続き捜索を行った。

#### （3）11月26日

葛城署における郵便発送簿を確認したところ、発送されていたのであれば、封筒の形状、金額から11月11日に発送された可能性が高いものの、現行の労働局における郵送ルール上、発送簿の内容から労働局各部署に係る宛て先や用途を確認できるものとはなっていないことから当該文書を特定できず、所在確認が困難となった。

#### （4）11月27日～12月5日

労働局内全課室宛て、郵便物の紛れ込みがないか確認を行うとともに、上述の3部署においても改めて捜索を行った。

#### （5）12月8日

郵便事故の可能性もあり得るため、郵便局宛て調査依頼を行った。

#### （6）12月19日

労働局からAさんに対し、説明及び謝罪を行った。

(7) 12月23日

郵便局から原因を明らかにすることはできず、所在の確認ができなかつたとの調査結果の報告があつた。

### 3 発生原因

当局における郵便物の授受・仕分けに関する取扱い手順等において、紛失防止策が不十分であつたこと。

### 4 再発防止対策

#### (1) 葛城署での対応

- ① 11月25日、署長から全職員に対して事案の概要説明及び注意喚起を行つた。
- ② 1月21日、署長から署内全職員に、奈良労働局における郵便物の取扱ルールが変更された旨の通知内容を周知するとともに、郵便担当者に対して「送付状」の作成・同封及び「送付状」と郵送物の内容確認を徹底するよう指示した。

#### (2) 労働局での対応

- ① 11月25日、総務課及び健康安全課において課長から課内の全職員に事案の概要説明及び注意喚起を行つた。
- ② 11月27日開催の局議において、局長及び総務部長から文書の紛失について注意喚起を行うとともに、今後あらゆる機会をとおして、注意喚起及び再発防止策等を周知する。
- ③ 総務課において、労働局が受理した郵便物の仕分け作業を自席にて行っていたことが認められたため、12月3日、郵便作業スペースを新たに設けるとともに、その場所で作業するよう総務課長から総務課長補佐及び郵便担当者に対して指示した。
- ④ 1月21日、奈良労働局における郵便物の取扱ルール上、労働局の各部署宛ての書類をまとめて郵送する場合に、個々の同封物を確認することとなつたため、宛先部署や用途等内訳を記載した「送付状」を作成・同封することとし、「送付状」と郵送物の内容が一致していることを確認の上発送するようルールを変更した。併せて、署所に対してその旨通知を行つた。

また、同日総務課においても受理した郵送物につき、「送付状」と内容物が一致しているか照合を行うこととし、署所から労働局宛ての送付物の存在を確認できるようにした。

奈良労働局総務部総務課

課長 辻本 良太

課長補佐 川田 裕司

(電話)0742(32)0201